

# 旧優生保護法被害に関する 無料電話相談会

ことし がつ にち きゅうゆうせい ほごほう ふにん しゅじゅつ う  
今年の1月30日、旧優生保護法のもとで不妊手術を受けさせら  
れた被害者の方が、国に対して慰謝料などを求めて裁判を起こ  
しました。

かながわけん べんごしかい ひがい うった  
神奈川県弁護士会では、これまで被害を訴えることができな  
かった方々のお話を聞くため、電話相談を行います。

のぞ ふにん しゅじゅつ じんこうちゅうぜつしゅじゅつ う かた かぞく  
望まない不妊手術や人工中絶手術を受けた方・ご家族、  
しえんしゃ など そうだん  
支援者等、どなたでもご相談ください。

相談日時 平成30年5月21日（月）  
午前10時～午後4時

相談方法 電話相談（相談料無料、通話料がかかります。）

電話番号 045-212-3991

（予約不要、この日限りつながる電話番号です。）

お問い合わせ先  
神奈川県弁護士会

〒231-0021 神奈川県横浜市中区日本大通9  
TEL045-211-7702 FAX045-662-2277